

# 葛飾区骨髓移植ドナー支援事業

葛飾区では、骨髓等提供者（以下ドナー）やドナーが勤務する事業所の経済的負担を軽減し、ドナーの増加を図ることにより、骨髓等の移植を推進するために助成金を交付します。

## ◎対象者と助成金交付額

ドナーが骨髓等の提供に要した日数に応じて助成金を交付します。

対象	助成金交付額
≪ドナー≫ （公財）日本骨髓バンク（以下、バンク）が実施する骨髓バンク事業で骨髓等の提供を完了した、通院（検査）・入院および面接期間において区内在住・在勤・在学の方※1	1日につき2万円 （最大7日まで）
≪事業所≫ バンクが実施する骨髓バンク事業で骨髓等の提供を完了したドナーの勤務する事業所※2	1日につき1万円 （最大7日まで）

※1 公務員・独立行政法人の職員、骨髓等の提供に関わる休暇制度等を導入している事業所の従業員または個人事業主、同様の支援制度を実施している自治体在住の在勤・在学の方を除きます。

※2 国・地方公共団体、独立行政法人、ドナーが個人事業主の事業所を除きます。また、2カ所以上の勤務先がある場合は、ドナーが指定する事業所（1カ所）に交付します。

## ◎申請手続き

**骨髓等提供後1年以内に**、申請書に必要書類を添えて健康づくり課窓口へご提出ください。また、郵送による申請を希望される方は、事前に健康づくり課へお問い合わせください。

### ＜申請に必要な書類＞

ドナー	事業所
<ul style="list-style-type: none"><li>申請書（第1号様式）</li><li>バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類</li><li>住民票の写しなど現住所が確認できる書類</li><li>区内の事業所に勤務または学校に在籍していることを証する書類（葛飾区に住民登録がない方）</li><li>振込先の通帳（写し可）</li><li>印鑑</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書（第2号様式）</li><li>日本骨髓バンクが発行するドナーが骨髓等の提供が完了したことを証する書類</li><li>ドナーとの雇用関係を確認できる書類（在職証明書など）</li><li>振込先の通帳（写し可）</li></ul>

※申請書は区ホームページ（トップ→くらしのガイド→健康・医療・衛生→葛飾区骨髓移植ドナー支援事業）からもダウンロードできます。

### 【申請・問い合わせ】

葛飾区健康部（保健所）健康づくり課 健康づくり係  
〒125-0062 葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか内  
☎3602-1268